私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成

１　助成概要

（１）要旨

私立幼稚園において、給与改善が十分に進まず、教員の確保に苦慮しているため、教員の給与改善に係る経費に対して助成し、私立幼稚園の人材の確保・定着を促進する。

（２）事業内容（※私学助成園のみが対象）

区　分	内　容	
事　業　名	人材確保支援事業	処遇改善支援事業
補助対象者	専任の主幹教諭、指導教諭、教諭等 ※園長、養護教諭、事務職員、法人役員は対象外	幼稚園に勤務する教職員 ※非常勤を含み、法人役員を兼務する園長を除く。
補　助　率	１/２以内　（ 国１/４、県１/４ ）	２/３以内　（ 国１/３、県１/３ ）
補助対象経費	私立幼稚園の県人事委員会勧告の平均給与月額改定率を超える給与改善に要する経費 ※定期昇給等は補助対象外	幼稚園に勤務する教職員を対象として給与改善を行うために必要な経費 ※定期昇給等は補助対象外
補助上限額	対象教員の基準年度給与年額の６％相当額 ※新制度移行園における給与改善率（６％）と同水準	教員１人当たり 9,000 円に法定福利費増加分を加えた額（月額）

２　留意事項

・必ず交付要綱及び事務処理要領を読み、補助要件等を確認のうえで申請すること。
・後年度にわたり処遇改善を継続実施することが必要。一度上げた処遇改善の基準を、学校法人の経営状況等により低下させることは認められない。
・給与規程の改定による賃金の改善が補助対象となるため、申請する場合は必ず給与規程の改定を行うこと。
・定期昇給に係る経費は補助対象経費に含まれないため注意すること。
・人材確保支援事業と処遇改善支援事業を併用する場合は、補助対象経費が明確に区別できる場合に限る。
　※例→人材確保支援事業：本俸のベースアップ　処遇改善支援事業：手当の支給　等